

「一」(古代)・「二」(中世)・「三」(近世)・「四」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を連ねることとはできない。

問「一」(古代) 次のA・B二問に答えよ。但し、解答用紙に設問の記号・番号を明記すること。

A 次の史料を読んで問いに答えよ。

凡没落外蕃

謂没者被抄畧也。落者遭風波而流落也。釋云。没者被抄畧也。落者遭風浪而流宕也。没没賊也。流漂也。

得還及化外人歸化

者所在國郡給衣糧具狀發飛驒申奏

穴云。問。飛驒與馳驛其別何答。馳驛令條有行程。飛驒不合有其限。以是爲別也。

博士御意。飛驒者驛傳上下非專使。但馳驛專使上下也。量心所讀。非正文耳。後定。馳驛專使者。明案可知也。

化外人於寬國附貫安置

朱云。未知。待報

之後。附貫安置不。先云。待報附敷。而未明。何。寬國謂田桑國也。如云郡也。

没落人依舊貫無舊貫任於近親附貫

釋云。師說云。樂往寬國者亦聽之。跡云。没落人欲附寬國者亦聽。古記云。化內人。任於近親附貫。謂若樂往寬國者亦聽之。穴云。無舊貫。謂元年不附籍帳也。没落之人不合除帳故也。但田及租調役不見文也。私家。此條爲没落外蕃得還生文。其於化內落散者。依上失鄉條。朱云。無舊貫。謂從本未附貫人也。没落人常不除帳故者。明。没落人亦待報附貫不答。並給糧。遞送使

達前所

朱云。未知。遞送行事何。答。或云。前所。謂今指所往之處也。古記云。問。若有才伎者。奏聞聽勅。又上句。具狀上飛驒。若爲分別答。上飛驒時不知有才伎。後始顯才伎者。重奏聞耳。

(1) 養老令の条文にあたる部分を全文読み下せ。

(2) 養老令の条文にあたる部分を全文現代語に訳せ。

(3) 大宝令の条文は養老令の条文とどのように異なっていたか述べよ。

B 次の史料を読んで問いに答えよ。

- (一) 常用漢字を用いて、引用関係がわかるように、全文を読み下せ。
- (二) 引用関係がわかるように、全文を現代語に訳せ。
- (三) 本史料に記されていることについて、知るところを述べよ。

太政官符

應七道諸國催殖衆漆事

右東海道觀察使從三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂奏狀稱衆漆之課具載令條易殖易生養乃成林。至于採用公私由之。然國郡官司不務催殖。既致闕乏。謹案天平二年五月六日格稱諸國所進桑漆等帳。或曰循舊案。但改年紀。或虛作增減。與實不同。自今以後。嚴加捉搦。依令殖滿。每年巡檢實錄申之。如遣使勘會。與實不同者。國司必加貶責。郡司解却見任。自今以後。永爲恒例者。然猶積習生常。狎法無悛。望請下知當道。交替分附。若不填數者。拘留解由。以懲不填。其貶責解任一依先格者。右大臣宣奉勅。依奏。自餘諸道亦同准此。

大同二年正月廿日

問「二」(中世)次のA・B二問に答えよ。

A (1) 読み下し文を記せ。字体は現行通用しているものに改めること。

(2) 傍線部の訓み方とここでの意味を記せ。

(3) 本史料全体の大意を記せ。適宜言葉を補って構わない。

一大橋御藺事

右件御藺者、神郡最中往古神領、供祭御贄有勤無怠、誠經若干多歳也、謂本領主神祇権少副大中臣宗幹之領也、而聳祭主(大中臣)佐國傳得其女子香子、其養子僧行快傳領、誠行法殊勝九十一逝去、爲〔其カ〕弟子行惠兼繼、抑行惠雜爲貞正入道末葉、生年一歳之時、外戚祖父藤原經國、取放養育、十二歳之時參入於本師之許、十五歳上洛、於東大寺遂本寺大業畢、東寺入流、多年三時行法勤法、爰當御藺所役云神役、云祭主門並役、每日有勤哉、件御藺最中坐蓮華寺云々、已經二百余歳也、在寺僧十人、十二時法花三昧勤修、奉始自十善帝王、祭主并三人宮司二宮祢宜、惣天下安穩之由祈精、随代々祭主、所被免門並役也、而去年十二月廿五日夜中、數多武者可乱入也、早可出之由、勲藤庄司家人則安依告未、俄退出之刻、七八段許退出之時、武者乱入倉々住房、納物皆悉追捕取畢、見此躰、御藺百姓等逃出之間、惣依神宮之訴、聞食正福之愁歎、神宮御坐郷内停止武士之乱妨、可勤仕神役之旨、依北条之下知、所司住人等歸住之刻、今年正月十二日夜作武〔主〕口〔主〕一手、乱入于大乃木棚橋兩郷、打破門戸之刻、村々大少諸人發向之間、物具捨退畢云々、誠帶可知行御下文者、日中凸向沙汰者、可經沙汰之處、兩度夜中依致追捕、所司住人皆悉捨住宅、交山林云々、爲公私空損也、

B

- (1) 左の史料の読み下し文を記せ。
(2) 左の史料の傍線④は誰の軍勢か。姓名を記せ。
(3) 左の史料の差出者である北条氏康の主張を概説せよ(字数は任意)。

先日者、御懇札再三披見本望候、一、年来国家御祈念頼入候之処、此度北狄出張、国中山野之躰、被失御面目之由、更不及分別候、去春恐景虎威勢、為始正木、八州之弓取不残雖寄来候、武相城之内、江戸・河越七八ヶ所之地、無相違、結句度々戦得勝利、凶徒無程破北候、於所々往覆之敵侍凡下討取事千余人、是偏非御祈念之力哉、一旦之忿劇不苦候、畢竟此上励信心極候歟、普天之下無不王土上、御修理可走廻由、尤任御意見候、然者豆州仁科之郷禁裏就御領所、先年勸修寺殿為 勅使御下向之時、氏綱三ヶ年進納、其後遠境故中絶候、任彼御由緒、仁科之郷可致進上之由、覚悟仕候、一、万民哀憐、百姓可尽礼御意見、令得其意候、去年分国中諸郷へ下徳政、妻子下人券捨、為年経迄遂糺明、悉取帰遣候、当年者諸一揆相之徳政、就中、公方錢本利四千貫文、為諸人捨之、蔵本押置、現錢番所集、昨今諸一揆相二致配当候、家之事、慈悲心深信仰専順路存詰候間、国中之聞立邪民百姓之上迄、無非分為可致沙汰、十年已来置目安箱、諸人之訴お聞届、探求道理候事、一点毛頭心中二会乎偏頗無之候、天道明白歟、八州不残渡当方二来候、徐廿年存国家二候間、一代之内、無横合時身退者、聖人之教与存、去年息氏政讓渡位、隠遁之進退候得共、大敵蜂起、氏政若輩之間、無了簡、国家之成意見候、然二氏康無善根間、如此与候、此貴意、乍恐御相違候、縦善根有之共、心中之邪二而、諸寺諸社領令没倒様なる国主二付而者、如何様之大社之御修理、何ヶ度致之候共、神者不可受非礼、縦不向経論聖教、常二不信之様二候共、心中之実、即可叶天道候歟、於氏康、或不足之出家沙門お憐愍、或伽藍零廢之所歎ヶ敷間、先年午歳、鎌倉在馬之砌、諸寺・諸山周寄附田畠候キ、其外国中之神社・仏閣へ少充之料所お雖寄進仕候、一步之地も押領之事者、一代不覚候、何之驕二歟、可背天道候哉、天運不尽者、一戦勝利無疑候、併人者不可如和二歟、(中略) 恐々敬白、

永徳四年
五月廿八日

氏康

金剛王院御同宿中

問「三」(近世)次のA・B二問に答えよ。

A 左の史料は、寛政二(一七九〇)年六月、幕府から林大学頭信敬へ宛てた申渡書である。これを読んで設問に答えよ。

朱学之義者、慶長以来

御代々御信用之御事ニ而、已ニ其方家代々右学風維持之事被 仰付置候儀ニ候得者、無油断正学相励、門人共取立可申筈ニ候、然ル処、近頃世上種々新規之説をなし、異学流行風俗を破候類有之、全く正学衰微之故ニ候哉、甚不相濟事ニ而候、其方門人共之内ニ茂右体學術純正ならざるも折節者有之様ニも相聞、如何ニ候、此度聖堂御取締嚴重ニ被 仰付、柴野彦助・岡田清助儀も右御用被仰付候事ニ候得者、能々此旨申談し、急度門人共異学相禁之、猶又不限自門他門ニ申合、正学講究いたし、人材取立候様相心掛可申候事

(1) 読み下し文を記しなさい。

(2) 全文を現代語訳しなさい。

(3) 近世後期の学問について、考えるところを述べなさい。

B 左の史料は、寛永一六(一六三九)年七月五日に將軍家光の上使、若年寄の太田資宗へ渡された一連の文書である。これを読んで設問に答えよ。

一 太田備中守御前え被 召出、御用之覚書被渡下、所謂

(一) 条々

- 一 日本国被成御制禁之きりしたん宗門之儀、乍存其趣弘彼法之者、于今密々差渡之事、
 - 一 宗門之族結徒党、企邪義則御誅罰之事、
 - 一 伴天連同宗旨之者かくれ居所え、從彼国つゞけの物送あたふる事、
- 右因茲、自今以後、かれうた渡海之儀被停止之畢、此上若差渡にをひてハ、破却其船、并乘来者悉可処斬罪之旨、被 仰出、仍執達如件、

寛永十六年七月五日

対馬守	在判	(阿部重次、老中)
豊後守	在判	(阿部忠秋、老中)
伊豆守	在判	(松平信綱、老中)
加賀守	在判	(堀田正盛、老中)
讃岐守	在判	(酒井忠勝、大老)
大炊頭	在判	(土井利勝、大老)
掃部頭	在判	(井伊直孝、大老)

右かれうた御仕置之奉書、

(二) 条々

- 一 きりしたんの宗門雖為御制禁、今以從彼国密々伴天連を差渡二付て、今度かれうた船着岸之儀御停止事、
 - 一 領内浦々ニ常々慥成者を付置、不審有之船来にをひてハ、入念可相改之、自然異国船着岸之時は、從先年如御定、早船中之人数を改め、陸地え不上して、早速長崎え可送遣之事、
 - 一 自然不審なる者船にのせ来、又ハ密々其船中之者を陸へ上之輩あらハ、可申出之、随訴人之高下、急度御褒美可被下之、若以属託たのミ候にをひてハ、其約束之一倍可被下事、
- 右条々、所被 仰出也、仍執達如件、

寛永十六年七月五日

対馬守	在判	(阿部重次、老中)
豊後守	在判	(阿部忠秋、老中)
伊豆守	在判	(松平信綱、老中)

右、諸大名え被 仰出浦々御仕置之奉書、

(三) 覚

きりしたん宗門之儀、かたく御制禁之上、弥守其旨、伴天連并宗旨之者不可乘来、若致違背候は、其船中悉可為曲事、自然かくしのせ来るにをひてハ、同船之者たりといふとも可申上之、急度御褒美可被下之者也、

是ハ唐舟ニ乘来族え相伝覚書、

(四) 覚

きりしたん宗門之儀、堅御制禁之上、弥守其旨、弘彼法之者不可乘来、若致違背候は、其船中悉可為曲事、自然かくし載来るにをひては、同船之者たりといふとも可申上之、急度御褒美可被下之者也、

是ハ阿蘭陀人え相伝之覚書、

右四通、備中守持参之覚書之写也、

(1) 右の史料を宛所に注意しながら要約しなさい。

(2) 江戸時代におけるキリシタン禁止について考えるところを述べよ。

問題「四」 (近・現代)

左のA・Bに答えよ。

- A 次の語句を用いて、日本の近現代におけるメデイ
- アの歴史について二二〇〇字程度で記しなさい。

※語句の配列は順不同である。答案中の指定語句
には傍線を付すこと。

- 大新聞 小新聞 黒岩涙香 『萬朝報』
- 正力松太郎 白虹事件 新聞小説 『東洋自由新聞』
- 中江兆民 『二六新報』 プレスコード 『大阪朝日新聞』
- 『読売新聞』 吉野作造 センセーショナルリズム 内村鑑三

B 次の史料を読んで、設問に答えなさい。

日本歴史の新しい検討ということがもとめられている。女性史の一研究者として、私はこの際若干の感想をのべてみたい。わが国の歴史研究が狭く浅く、政治史にかたよっている点は、すでに多くの人からいわれてきたとおりであるが、敗戦を機会にそれらのことはむろん反省せられねばならない。

根本の問題は学問の自由、真理の探求であるが、学者がつねに政治的制圧をうけることはまぬがれえない。

私の経験からいえば、女性史なども、なにか社会や男性に反抗する危険思想でもあるかのように思われがちで、ずいぶん不愉快な圧迫や俗見とも戦わねばならなかった。

私は、昭和十三年に、足かけ八年の労作になる女性史第一巻を「母系制の研究」として世に出した。この題目など、とくに、現行家族制の父系思想からみて、好ましくない印象をもたれたことも、うなずけないことではない。私は江戸時代の儒者たちが、天照大神の男性説を唱えねばならなかった心持がいまだに残って学問研究を妨げているのを残念に思う。

上梓に際し、出版書肆からは、わざわざ当局の注意事項が伝達された。それはかなり非常識なものであった。

学問の自由について、なお一つ付け加えたいことは、歴史家自身についてである。わが国の歴史家には、独立心がとぼしく、研究の方法のごときも、とかく外来の史学や方法論をそのまま尺度としようとし、みずからそれを生み出すとはしない場合が多いといわれる。したがって演繹的、説明的な態度が多くとられ、帰納的、実証的な方法は一般に欠けているという。このことは自省されねばならないと思う。

(一九四六年)

〔設問〕

問1 史料の著者について知るところを一〇〇字で述べなさい。

問2 史料の著者と関連して、戦前の民間学について知るところを一〇〇字で述べなさい。

問3 傍線Aについて、著者以外の歴史学者の具体的な事例を一〇〇字で述べなさい。

問4 傍線Bについて、その内容を二〇〇字で述べなさい。

問5 傍線Cの内容は、現在の歴史学についても当てはまるといえるか。具体的な根拠を挙げて、所見を三〇〇字程度で論じなさい。

—これより先の余白には絶対に記入しないこと—

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(裏へ続く)

「」から記入すること

(裏へ続く)

